相続がわかる本

相続手続

遺言書作成

生前贈与

家族信託

成年後見



JA共済

遺産相続の４大トラブル、あなたは大丈夫ですか？

高齢社会の到来に伴い、近年は新聞や雑誌、テレビ等でも相続や終活に関する記事がたびたび紹介されるなど、遺産相続に関する社会的な関心が高まっています。また、2024年4月からは相続による不動産の名義変更（相続登記）が義務化され、相続に関するルールが大きく変わりました。

死亡者数の増加や家族関係の変化に伴い、遺産相続で苦労する方も増えているようですが、相続に関連するトラブルで多いのは以下の4種類です。

1 遺産相続で争いになる



誰がどの遺産を相続するのか（遺産分割）や、遺言書がある場合はその内容や有効性について、相続人同士が感情的に対立し、裁判などで争い続ける例です。

2 相続手続が進まない



相続人の人数が多い場合や、相続人の中に認知症の人や行方不明者がいるなどの理由により遺産分割協議ができずに、財産の名義変更や預貯金の解約が進まない例です。

3 相続税が払えない



不動産や自社株のように現金化が困難な遺産の割合が高い一方で、現金や預貯金の割合が少ないため、納税資金が不足して相続税を期限までに納めることが困難な例です。

4 借金の相続



亡くなった人に多額の借金や保証債務があったことに相続人が気付かずに、法定の期間内に相続放棄の手続きをしないまま、多額の債務を相続してしまう例です。

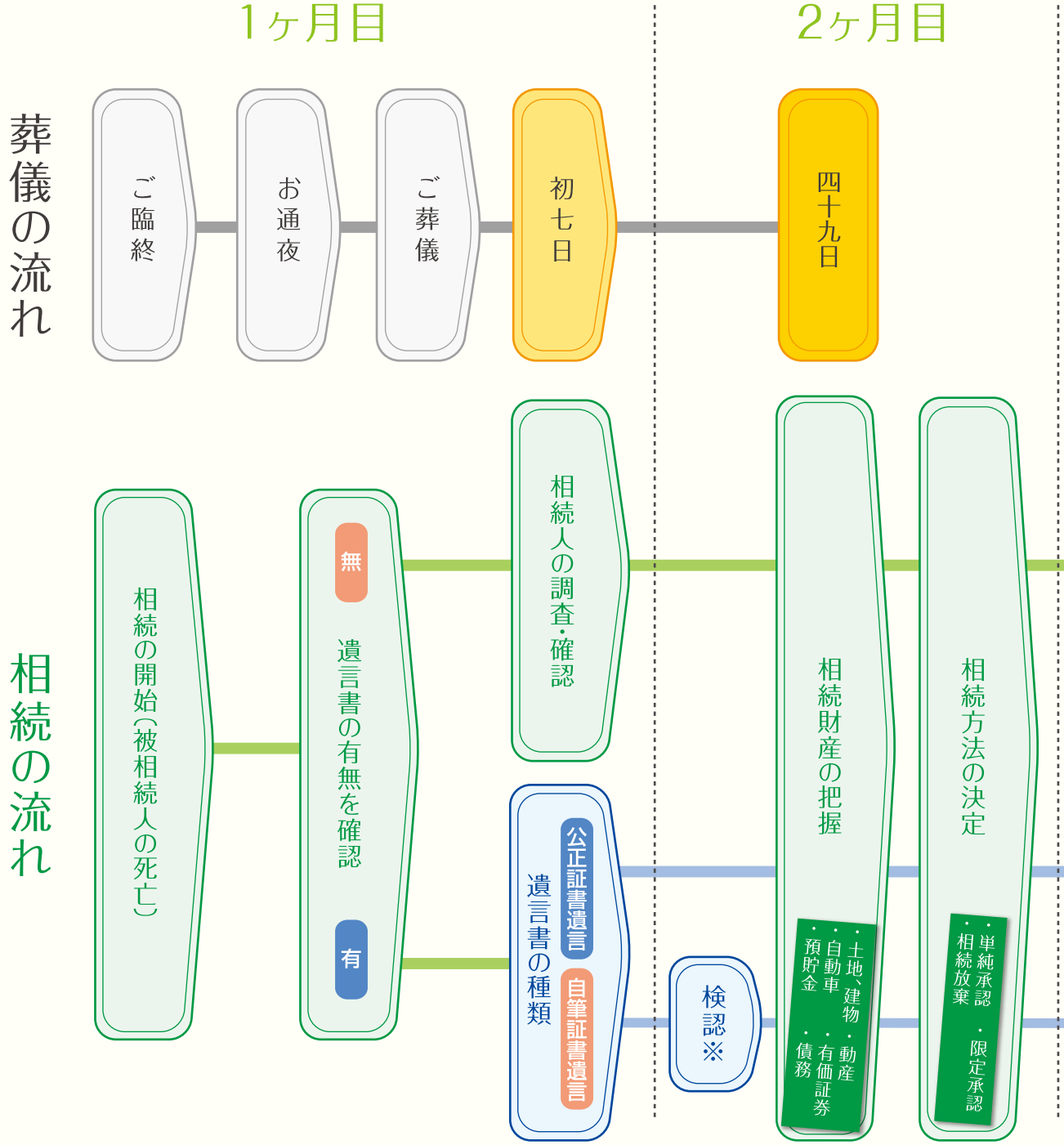
目次 contents

遺産相続の4大トラブル、あなたは大丈夫ですか？ P.1
目次 P.2
相続手続の流れ P.3
相続手続の一覧 P.5
相続人と相続分を確認しよう! P.7
このような相続人がいたらどうする？ P.8
相続財産を把握しよう! P.9
相続方法を決めよう! P.10
遺産分割の方法について P.11
遺産分割協議書の作成方法 P.12
遺産を名義変更する方法は？ P.13
相続税の申告について P.15
遺言の必要度チェック P.17
遺言の種類と特徴について P.18
遺言書を作成する際の注意点 P.19
遺言書の保管と執行について P.20
生前贈与について P.21
家族信託（民事信託）について P.22
成年後見制度について P.23

このガイドブックは2026年1月1日現在の施行法令に基づいて制作されています。そのため、以降の法改正や税制改正、判例変更等により記載内容が合わなくなる可能性がありますので、予めご了承ください。

相続手続の流れ

✖まずは相続手続の流れを知ろう



※自筆証書遺言書保管制度を利用していた場合、家庭裁判所での検認は不要です（→P20）

相続放棄・限定承認は3ヵ月以内に

所得税の準確定申告は4ヵ月

民法（相続法）改正について

2018年7月に民法の相続分野の改正法などが成立し、2020年7月までにすべて施行されました。主な改正点と関連するページは以下の通りです。

①配偶者居住権・配偶者短期居住権の新設（P9）
②婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置（P11）
③特別の寄与制度の創設（P11）
④預貯金の払い戻し制度の創設（P13）
⑤相続登記の効力の見直し（P14）
⑥自筆証書遺言の方式緩和（P18、P19）
⑦遺留分制度の見直し（P19）
⑧法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設（P20）



3ヶ月目～

所得税の準確定申告

遺産分割協議が
- 成立
 - 遺産分割協議書の作成
- 不調
 - 調停
 - 審判確定または調停成立
 - 法定相続

添付書類の収集

▼相続財産の名義変更
▼相続税の申告・納税

相続税申告は10ヵ月以内に

相続手続の一覧

	届出・手続	手続先
基本的手続	☐ 死亡届	市区町村役場（7日以内）
	☐ 死体火葬埋葬許可申請	市区町村役場（7日以内）
	☐ 世帯主変更届	市区町村役場（14日以内）
	☐ 児童扶養手当認定請求	市区町村役場
	☐ 復氏届	市区町村役場
	☐ 姻族関係終了届	市区町村役場
	☐ 子の氏変更許可申請	家庭裁判所
	☐ 改葬許可申立	旧墓地の市区町村役場
	☐ 国民健康保険証の返納	市区町村役場
	☐ シルバーパスの返納	市区町村役場（高齢福祉担当窓口）
	☐ 高齢者認証福祉サービス	福祉事務所
	☐ 死亡退職届	勤務先
	☐ 身分証明書の返却	勤務先
	☐ 最終給与の請求	勤務先
	☐ 社会保険証の返却	勤務先
やめる手続	☐ クレジットカード	信販会社
	☐ 借金（団体信用生命保険あり）	金融機関・消費者金融・信販会社
	☐ 会員証	デパート・フィットネスクラブ・JAF・老人会など
	☐ リース・レンタルサービス	リース会社・レンタル会社
	☐ 金融取引（預金）	金融機関
	☐ 証券取引（株・投資信託）	証券会社
もらう手続	☐ 死亡共済金・治療共済金（入院共済金）	農協
	☐ 生命保険金・入院保険金	生命保険会社
	☐ 団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル・勤務先（規定のある場合）
	☐ 簡易保険金	株式会社かんぽ生命保険
	☐ 死亡退職金	勤務先
	☐ 遺族共済年金	共済組合
	☐ 葬祭料	市区町村役場（2年以内）、国民健康保険組合
	☐ 生命保険付住宅ローンの保険金	契約した銀行・保険会社等
	☐ クレジットカードの保険金（生命保険付）	信販会社（保険附帯確認）
	☐ 遺族基礎年金（国民年金）	市区町村役場又は年金事務所
	☐ 寡婦年金（国民年金）	市区町村役場又は年金事務所
	☐ 死亡一時金（国民年金）	市区町村役場又は年金事務所
	☐ 遺族厚生年金（厚生年金）	年金事務所
	☐ 遺族共済年金（共済年金）	勤務している（いた）共済組合
	☐ 埋葬費（社会保険）	勤務先・健康保険組合
	☐ 高額療養費（健康保険）	市区町村役場
	☐ 高額療養費の還付金	年金事務所
	☐ 遺族補償年金・一時金（業務災害のとき）	労働基準監督署

相続手続のスケジュールを把握したら、どこでどんな手続をするべきかを確認しましょう。
相続手続は性質によって大きく5つに分類できます。「基本的手続」・「やめる手続」・「もらう手続」・「引き継ぐ手続」・「法的手続」です。また、これらの手続には期限があるものが多いため、優先順位をつけることが重要です。
期限に間に合わせようと考えるならば、まず一度、専門家に相談してみましょう。その上で専門家にお願いすること、ご自身ですることを明確にすることが大切です。

	届出・手続	手続先
引き継ぐ手続	☐ 借地契約	地主
	☐ 賃貸住宅	管理会社・家主
	☐ 公営住宅	公営管理団体
	☐ 建物更生共済	農協
	☐ 家屋の火災保険	損害保険会社（取扱代理店）
	☐ 預金・貯金	各金融機関・ゆうちょ銀行・農協
	☐ 出資金	銀行・信用金庫・農協（出資している会社・法人）
	☐ 株式・社債	証券会社（発行会社）
	☐ 生命共済	農協
	☐ 自動車	陸運局事務局
	☐ 自動車共済	農協
	☐ 自動車保険	損害保険会社（取扱代理店）
	☐ 保証金	保証金の預け先
	☐ 貸付金	貸付先（債務者）
	☐ 電話加入権	電話会社
	☐ 光熱費	電力会社・ガス会社・水道局
	☐ 会員権	ゴルフ・リゾートクラブ・運営会社
	☐ 事業の許認可	管轄官庁
	☐ 著作権	各著作権協会
	☐ 借金（団体信用生命保険なし）	債権者
	☐ 保証人の地位	債権者
	☐ 固定資産税・都市計画税	市区町村役場
法的手続	☐ 相続人の確定（戸籍の収集）	市区町村役場（行政書士）
	☐ 遺産の調査（遺産目録の作成）	引き継ぐ手続先全て
	☐ 遺産分割協議書の作成	相続人（行政書士）
	☐ 特別代理人選任の申立（相続人が未成年の場合）	家庭裁判所（司法書士・弁護士）
	☐ 遺言書の検認申立（自筆証書遺言の場合）	家庭裁判所（司法書士・弁護士）
	☐ 遺言執行者選任の申立	家庭裁判所（司法書士・弁護士）
	☐ 相続放棄・限定承認の申立	家庭裁判所（司法書士・弁護士）
	☐ 不動産の名義変更（相続登記）	法務局（司法書士）
	☐ 会社役員の死亡登記	法務局（司法書士）
	☐ 住宅ローンの引受け	各金融機関
	☐ 根抵当権の引受け（事業用資金の借入がある場合）	各金融機関
	☐ 借金の整理	債権者（司法書士・弁護士）
	☐ 遺留分減殺請求	相続人・受遺者
	☐ 所得税の準確定申告	税務署（税理士）
	☐ 相続税の申告	税務署（税理士）
	☐ 年金の手続き	市区町村役場（社会保険労務士）
	☐ 健康保険の手続き	市区町村役場・年金事務所（社会保険労務士）
	☐ 事業の許認可（農業、建設業、酒・たばこの販売）	管轄官庁（行政書士）
	☐ 特許の移転登録	特許庁（弁理士）

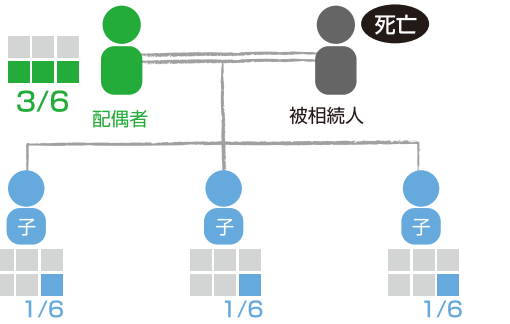
相続人と相続分を確認しよう！

民法では、相続人や相続分を、以下のように定めています。

相　続　人		法定相続分	備　　考
第1順位	配偶者	1／2	
	子（養子・婚外子を含む）	1／2	人数で按分する
第2順位	配偶者	2／3	
	直系尊属（父母・祖父母）	1／3	親等の近い者で按分する
第3順位	配偶者	3／4	
	兄弟姉妹	1／4	人数で按分する
	配偶者	全　部	他に相続人がいない場合

・順位が上の相続人がいない場合に限り、下の順位の者が相続人となります。
・配偶者がいない場合は、各順位の相続人の人数で按分します。
・子が先に死亡している場合は、孫やひ孫が相続人となります（代襲相続）。
・兄弟姉妹が先に死亡している場合は、甥や姪が相続人となります（代襲相続）。
・親の片方のみが同じ兄弟姉妹は、双方が同じ兄弟姉妹の半分となります。

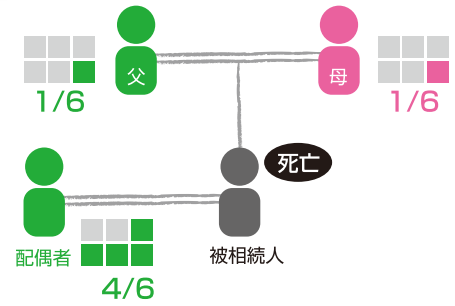
配偶者と子（第一順位）が相続する場合



配偶者は1/2、子は残りの1/2の財産を人数で等分する。

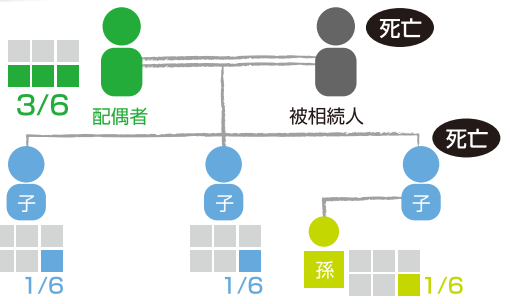
※実子と養子の相続分は同じです。

配偶者と直系尊属（第二順位）が相続する場合



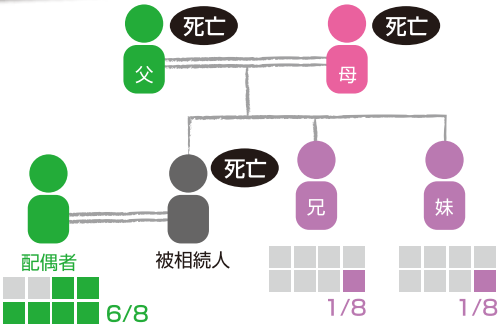
配偶者は2/3、父母は残りの1/3の財産を人数で等分する。

先に死亡した子に、子がいる場合



相続人になるはずだった子が死亡しても、さらにその子がいる場合には、第1順位の相続権を引継げます。（代襲相続）

配偶者と兄弟姉妹（第三順位）が相続する場合



配偶者は3/4、兄弟姉妹は残りの1/4の財産を人数で等分する。

※相続人になるはずだった兄弟姉妹が死亡していても、さらにその子がいる場合には、第3順位の相続権はその子（被相続人の甥／姪）一代に限り引き継げます。

このような相続人がいたらどうする？

相続人を調査していると、相続人の中に下記のような人たちが含まれている事例も少なくありません。しかし、遺産分割協議は相続人全員で行わなければならないため、下記のような人たちを除外して行われた遺産分割は無効となります。そのため、このような場合には専門家に相談して、きちんと法的な手順を踏んで手続きを進めることが必要です。

また、自分が亡くなったら相続人になる人（推定相続人といいます）の中に下記のような人たちが含まれている場合には、推定相続人たちに余計な苦労をかけないためにも、まだ元気なうちに遺言をしておくことをお勧めします。

相続人に認知症の人が含まれる場合



認知症の程度にもよりますが、判断能力が常に全くない場合には、遺産分割協議をする前に、その相続人のために家庭裁判所で成年後見人の選任申し立てを行います。そして、選任された成年後見人がその相続人を代理して、遺産分割協議を行うことになります。

ただし、成年後見人自身も相続人となっている場合には、その相続人のために、家庭裁判所で特別代理人を選任してもらう必要があります。

相続人に未成年者が含まれる場合



未成年者は、単独で有効に法律行為をなし得る能力（行為能力）が制限されているため、遺産分割協議に参加することができません。そのため、その未成年者の親権者が法定代理人となりますが、親権者自身も相続人となっている場合には、その未成年者のために、家庭裁判所で特別代理人を選任してもらう必要があります（未成年者が二人以上いるときには、それぞれの子のために別々の特別代理人を選任してもらう必要があります）。

相続人に行方不明の人が含まれる場合



行方不明の相続人が一定の調査をしても見つからない場合には、その人の財産を管理する人（不在者財産管理人）を家庭裁判所に選任してもらい、代わりに遺産分割協議に参加してもらうことができます（事前に家庭裁判所から権限外行為の許可をとる必要があります）。

また、行方不明の状態が一定期間続いていたり、災害や事故などで行方不明になったりした場合には、家庭裁判所に失踪宣告の申し立てをして、その人が亡くなったものとして手続きを進めることもできます。

被相続人に、前妻（前夫）との間に生まれた子や、婚外子がいる場合

例えば、亡くなった人（被相続人）に前妻との間に生まれた子と、再婚後の妻がいる場合、相続人はこの子と後妻となり、法定相続分は2分の1ずつとなります。

また、婚外子（法律上は非嫡出子といいます）も、被相続人から認知されていれば相続人となります。非嫡出子の法定相続分は、従来は法律上の夫婦の間に生まれた子（嫡出子）の半分となっていましたが、現在では嫡出子と同じ割合になっています。

相続財産を把握しよう！

相続財産とは、亡くなった方（被相続人）が残した“権利と義務”のことをいいます。つまり、相続財産には、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も含まれます。

そのため、亡くなった方に不動産や預貯金などの財産があったのかはもちろん、借金を残していないかや、借金の連帯保証人になっていなかったかどうかを調べる必要もでてくるのです。

プラスの財産

不動産（土地・建物）
宅地・居宅・農地・山林・店舗・貸地・貸家など

不動産上の権利
借地権・借家権・地上権・配偶者居住権など

金融資産
現金・預貯金・有価証券・株式・国債・社債など

動産
自動車・家財・骨董品・宝石・貴金属など

その他
債権・貸付金・売掛金・手形債権・賃借権
ゴルフ会員権・著作権・特許権など

マイナスの財産

借金
借入金（住宅ローン、自動車ローン、カードローンなど）・買掛金・手形債務・リース未払金など

公租公課
未払の所得税・住民税・固定資産税など

保証債務
住宅ローンの保証・事業資金の保証など

その他
未払費用・未払利息・未払の医療費・預り敷金など

相続財産に該当しないもの

- **財産分与請求権**
- **生活保護受給権**
- **身元保証債務**
- **扶養請求権**
- **受取人指定のある死亡共済金、生命保険金**
- **墓地、仏壇・仏具、神具など祭祀に関するもの**

などがあります。

配偶者居住権・配偶者短期居住権とは？

2018年の民法改正により、新たに創設された権利です。

従来は、夫（妻）を亡くした妻（夫）が子と遺産分割を行う際に、子が法定相続分を主張すると、妻（夫）が夫（妻）名義の家の所有権を相続することによってその他の遺産（現金や預貯金など）の取り分が少なくなり、老後の生活資金が不足してしまうという問題がありました。

そこで、夫（妻）を亡くした妻（夫）が夫（妻）の死亡時に夫（妻）名義の建物に住んでいた場合に、妻（夫）は夫（妻）の遺言もしくは他の相続人との遺産分割により、その家の所有権ではなく、その家に終身もしくは一定期間無償で居住し続ける権利（配偶者居住権）を取得することができるようになりました。配偶者居住権は所有権よりも財産評価が低いので、この制度を活用することにより、夫（妻）を亡くした妻（夫）は自宅以外の遺産の取り分を増やすことができます。

なお、妻（夫）がその建物の所有権や配偶者居住権を取得しない場合でも、それまで無償でその建物に住んでいた場合は、最低6か月間は引き続きその建物に無償で住み続けることができる権利（配偶者短期居住権）も認められるようになりました。

※配偶者居住権と配偶者短期居住権を利用することが出来るのは、2020年4月1日以降に発生した相続からとなります。

相続方法を決めよう！

相続の方法には「単純承認」「相続放棄」「限定承認」の3つの種類があります。

単純承認

単純承認とは、相続人が亡くなった人（被相続人）のプラスの財産だけではなく、マイナスの財産も含めたすべての相続財産を無条件・無制限に引き継ぐ方法です。

単純承認をする場合は特別な手続きを必要としません。相続開始を知った時から3か月以内（熟慮期間）に相続放棄または限定承認の手続きをとらない場合は、自動的に単純承認となります。ただし、熟慮期間の経過前であっても、相続財産の全部または一部を処分したときは、自動的に単純承認したものとみなされますので、注意が必要です。

相続放棄

相続放棄とは、相続人が被相続人の相続財産を、プラスの財産もマイナスの財産も含めて、一切相続しないという方法です。そのため、借金や無価値の財産だけを相続放棄して、価値のある財産だけを相続するということはできません。

相続放棄をするためには、相続開始を知った時から3か月以内（熟慮期間）に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述する必要があります。

なお、相続放棄をすると、その人は最初から相続人ではなかったことになります。そのため、ほかの相続人の法定相続分が増えたり、次順位の相続人が繰り上がって相続人になったりすることがあるので、注意が必要です。

限定承認

限定承認とは、相続人は被相続人の財産を全て相続するものの、マイナスの財産はプラスの財産の限度においてのみ弁済する責任を負い、それ以上は責任を負わないという方法です。一見合理的な制度に思えますが、手続きが非常に煩雑であるため、実際にはあまり利用されていません。

限定承認も、相続開始を知った時から3か月以内に、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述する必要がありますが、相続人が複数いる場合は、相続人全員（相続放棄した相続人は除く）で限定承認の申述をする必要があります。

ただし、共同相続人のうち一人でも単純承認をし、または単純承認とみなされる行為を行った場合は、限定承認をすることができなくなりますので、注意が必要です。

▶ 相続放棄の熟慮期間の延長

相続人が、相続開始があったことを知った時から3か月以内に単純承認、相続放棄、限定承認の判断をすることが難しい場合には、その3か月の期間内に家庭裁判所に申し立てることによって、期間を（例えば6か月以内に）延長してもらうことができます。

▶ 3か月経過後の相続放棄

状況によっては相続開始があったことを知った時から3か月経過後でも、相続放棄が可能な場合があります。

遺産分割の方法について

亡くなった人（被相続人）が遺言をしていない場合、その人の遺産（不動産や預貯金など）は、いったん法定相続人が法定相続分で共有することになります。しかし、このままでは遺産を使ったり売ったりするのに不便なので、あらためて、誰がどの遺産を相続するのかを相続人全員の合意によって決めることができます。これを「遺産分割」といい、そのための話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。

なお、遺産分割については、相続人全員の合意があれば、必ずしも法定相続分にしたがう必要はなく、相続財産を自由に分けることができます。

遺産分割協議は、必ず相続人全員で行う必要があります。相続人の中に認知症の人や未成年者、行方不明の人がいる場合には、所定の手続きをする必要があります（P8参照）。

遺産分割（いさんぶんかつ）の方法

現物分割



遺産そのものを現物で分ける方法ですが、相続財産に土地や建物などが含まれる場合、各相続人の法定相続分を確保することが難しくなる場合があります。

換価分割



土地や建物など現物分割に不向きな遺産を売却して、その代金を分割するという方法ですが、遺産を売却できない場合には分割が進まないことになります。

代償分割



土地や建物などの遺産を相続人の一人が取得する代わりに、その相続人から他の相続人に対して法定相続分に相当する現金等を支払うという方法です。

特別受益（とくべつじゅえき）とは？

相続人の中に、結婚の費用や住宅の取得資金、日常の生活費として被相続人から贈与を受けた人がいる場合、相続人同士で不公平にならないように、これらの財産は「遺産を先もらいしたもの（特別受益）」として、いったん遺産に戻した上で各相続人の相続分を計算します。これを「特別受益の持戻し」といい、そのような生前贈与を受けた相続人のことを「特別受益者」といいます。

ただし、婚姻期間が20年以上の夫婦間で2019年7月1日以降に居住用不動産の遺贈や贈与がされた場合には、その不動産については原則として特別受益に含めない（持ち戻し免除）意思表示があったものとして扱われます。

寄与分（きよぶん）とは？

民法では、相続人の中に、被相続人の事業を手伝うなどして、その財産を増やすことに特に貢献した人や、療養看護などに努めて、その財産を維持することに特に貢献した人（特別の寄与をした人）がいるときは、その「手柄のあった分（寄与分）」をその人の法定相続分に上乗せして、遺産を相続することを認めています。

また、相続人以外の親族（長男の妻など）が被相続人の療養看護などを無償でしていた場合には、相続人に対して相応の金銭の支払いを請求することができる場合があります（特別の寄与制度）。

遺産分割協議書の作成方法

遺産分割協議がまとまったら、それを記録として残すためと、不動産の名義変更や預貯金の解約などの遺産の承継手続きや相続税の申告などに使用するために、「遺産分割協議書」を作成します。

遺産分割協議書は、通常は相続人の人数分を作成して、それぞれに相続人全員が署名し、実印で押印して、印鑑証明書を添付して保管しておきます。

遺産分割協議書の作成例とポイント

遺産分割協議書

被相続人　静岡治（令和4年5月9日死亡）
最後の本籍　静岡県静岡市○○町○○番地
最後の住所　静岡県静岡市○○一丁目○番○号　※1

上記被相続人の遺産について、共同相続人全員により遺産分割の協議をした結果、次のとおり決定した。　※2

1. 相続財産中、下記の不動産については、静岡明子が取得する。
 ① 静岡市○○町○○番　宅地　123.45m²
 ② 静岡市○○町○○番地　家屋番号○○番
 居宅　木造瓦葺2階建　床面積　1階　98.76m²　2階　54.32m²　※3
2. 相続財産中、下記の預貯金債権については、静岡大介が取得する。
 ① 茶畑銀行　静岡支店　普通貯金　口座番号　1234567
 ② 茶畑銀行　静岡支店　定期貯金　口座番号　2345678　※4
3. 静岡大介は、前条の遺産取得の代償金として、金500万円を静岡正子に対して本協議成立後3ヶ月以内に支払う。　※5

以上のとおり、相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を3通作成し、各自署名捺印して、それぞれ各1通を保管する。　※6

令和4年6月30日　※7

静岡県静岡市○○一丁目○番○号　静岡明子　㊞
静岡県浜松市○○町○番地　静岡大介　㊞
静岡県富士市○○町○番○号　静岡正子　㊞　※8

※1 被相続人を氏名、死亡日、本籍、住所で特定します。

※2 遺産分割協議は、相続人全員の合意が必要です。

※3 不動産は登記事項証明書の通りに記載します。

※4 預貯金は金融機関名、支店名、口座種類・番号で特定します。

※5 代償金を交付する場合は、必ず協議書に記載しておきます。

※6 協議書は相続人の人数分以上を作成しておきます。

※7 協議成立日を記載します。

※8 相続人の住所は印鑑証明書通りに記載し、各相続人が署名して実印で押印します。

※遺産分割協議書が２枚以上になる場合は、各頁の間に相続人全員の実印で契印をしておきます。



遺産分割協議がまとまらない場合には

遺産分割のことで揉め始めると、遺産とは直接関係のない過去の恨み辛みの話が出てきたりして当事者が感情的になり、収拾がつかなくなることがあります。そこで、遺産分割協議が当事者だけではまとまりそうにない場合には、家庭裁判所に「遺産分割調停」や「遺産分割審判」を申し立てて、解決を図るという方法があります。

遺産分割調停では、裁判官と調停委員が中立的な立場で、それぞれの相続人の言い分を平等に聞いて、利害関係の調整に努めたり、時には具体的な解決策を提案したりして、話し合いで円満に解決できるようにあっせんが行われます。

調停手続が不調の場合、つまり話し合いがまとまらなかった場合、家庭裁判所は引き続き事件を審判手続に移し、法律にしたがった裁判所としての判断を下します。

遺産を名義変更する方法は？

▶ 不動産の名義変更（相続登記）

相続が発生した場合、被相続人名義の不動産を相続人名義に変える手続き（相続登記）をする必要があります。放置するとトラブルになりやすいため、速やかに名義変更を行いましょう。

手　順	内　容
手続の方法	物件所在地を管轄する法務局へ登記申請します。
※ 名義変更に必要な 基本書類 （子が相続人である場合）	●被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本・原戸籍謄本 ●被相続人の住民票の除票または戸籍の附票（本籍地記載） ●法定相続人の戸籍抄本と住民票または戸籍の附票（本籍地記載） ●法定相続人の印鑑証明書（銀行は3ヶ月以内のもの。登記は期限無し） ●遺産分割協議書（相続人全員が実印で押印） ●遺言書（ある場合。なお、自筆証書遺言の場合、検認が必要） ●不動産の固定資産税評価証明書など
費　用	固定資産税評価額の 0.4%相当額の収入印紙（登録免許税）が必要です。

▶ 相続登記の義務化について

法改正により、2024年4月から、相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが法律上の義務になりました。また、それ以前に相続した不動産についても2027年3月末までに相続登記をする義務があり、違反すると過料が課される可能性があります。さらに、相続登記をしないでいると、以下のような問題が起こることがあります。

何十年もの間相続登記を放置した結果、名義人の子→孫→ひ孫と数世代にわたって相続が発生し、いざ相続登記をしようとした際に相続人の探索や遺産分割をするために大変な時間・費用・労力がかかってしまった。



被相続人から遺言によって土地を譲り受けたが、それを不愉快に思った相続人が勝手にその土地を相続人名義に登記をしたうえで第三者に売却してしまった。そのため、その土地の権利を主張できなくなった。※



土地の遺産分割がなかなかまとまらずにいたところ、被相続人の二男が借金返済に行き詰まり、その債権者が土地の相続登記を二男に代わって申請したうえで二男の法定相続分にあたる持分を差し押さえてしまった。



先祖から代々相続してきた土地に、明治時代に設定された抵当権の登記が残っていた。ところが抵当権者は何十年も前に死亡しており、その相続人の存在や所在も不明のため、この登記を抹消したくてもできないでいる。



※民法改正により、遺言によって不動産を特定の相続人が相続した場合でも、その旨を登記しないと、第三者に対して権利を主張することができなくなりました。なお、相続人以外の人が不動産の遺贈を受けた場合も同様です。

大切な財産である不動産を守るためにも、相続登記は早めに行うことをおすすめいたします。

預貯金の名義変更・払い戻し

一部相続人による不当な預貯金の引き出し防止のため、金融機関は被相続人の死亡を確認次第、口座を凍結させます。預貯金の名義変更や払い戻しには相続人全員による遺産分割が必要ですが、預貯金のうち各自の法定相続分の3分の1（ただし、金融機関ごとに最大150万円）までの金額については、遺産分割前でも、相続人が単独で払い戻しを受けられます。

手　順	内　容
手続の方法	※名義変更に必要な基本書類（協議書または遺言書・法定相続人の印鑑証明書・被相続人の戸籍謄本・法定相続人の戸籍妙本）の他に、 ①金融機関所定の払い戻し請求書 ②被相続人の預金通帳と届出印　など

戸籍証明書等の広域交付について

従来は、相続手続に必要となる戸籍謄本や除籍謄本・原戸籍謄本などは、それぞれの本籍地の市区町村の窓口に行くか、もしくは郵送でしか請求することができませんでした。

しかし、2024年3月1日からは、本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍の証明書を請求できるようになりました。ただし、本人、配偶者、直系尊属、直系卑属以外の戸籍の証明書や一部の原戸籍等の請求、代理人による請求についてはまだ対応していませんので、この場合は本籍地の窓口に行くか、もしくは郵送で請求する必要があります。

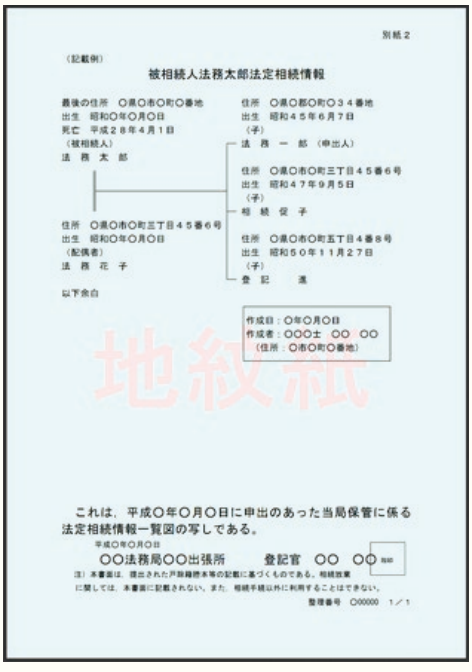
法定相続情報について

遺産の相続手続をするには、原則として被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等や相続人全員の戸籍妙本等の束を、それぞれの窓口に提出する必要があります。これらの書類は手続が完了すると返却してもらえることが多いですが、原本を一旦窓口に提出する必要があるため、返却されるまでは他の窓口での手続きが滞ってしまいます。かといって、窓口の数だけ戸籍謄本一式を複数取り寄せると、手続は同時並行でできますが、発行手数料が高くなってしまいます。

そこで活用したいのが「法的相続情報」です。これは、被相続人と相続人の親族関係を法務局が証明するもので、戸籍謄本一式の代わりになります。発行手数料は無料なので、複数枚とっておくと便利です。

法定相続情報の発行申請は、被相続人の本籍地や最後の住所地、または申請人の住所地などの法務局に対して、必要事項を記載した申出書に戸籍謄本一式や法定相続情報一覧図を添付して行います。発行申請は司法書士などの資格者代理人に依頼することもできますので、ぜひご相談ください。

法定相続情報の見本


別紙２

（記載例）

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法　務　太　郎

住所　○県○郡○町○３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（子）
法　務　一　郎　（申出人）

住所　○県○市○町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（子）
相　続　花　子

住所　○県○市○町三丁目４５番６号
出生　昭和○年○月○日
（配偶者）
法　務　花　子

住所　○県○市○町五丁目４番８号
出生　昭和５０年１１月２７日
（子）
登　記　　進

以下余白

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士　○○　○○
（住所：○市○町○番地）

地紋紙

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日
○○法務局○○出張所　　登記官　○○　○○

注）本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続関係に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号　○○○○○　１／１

相続税の申告について

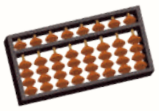
相続税とは、亡くなった人（被相続人）の死亡により、その相続人が相続によって取得する財産に対して課税される税金です。また、遺言や死因贈与契約によって相続人ではない人が譲り受けた財産についても、相続税が課税されます。

また、民法上は相続財産ではない死亡保険金や死亡退職金についても「みなし相続財産」として、相続税の課税対象となります。

相続税の基礎控除について

相続税がかかるかどうかについては、まずは、遺産の総額が基礎控除額を超えるかどうかで判断します。相続税の基礎控除額は、以下の数式で算定します。

3000万円＋（600万円×法定相続人の数）



例えば、相続人が「被相続人の配偶者と子二人」の場合、法定相続人数は三人となり、「基礎控除」の額は4,800万円となるので、相続した財産の額が4,800万円以下であれば、相続税はかかりません。

相続税の申告と納付について

相続税の申告と納付については、以下の表のように3つのパターンがあります。

申告も納付も不要	相続した（遺贈を受けた）財産の課税価格の合計額が基礎控除額以下の場合。（例えば、法定相続人が三人で、課税される遺産の総額が4800万円以下の場合）
申告すれば納付は不要	相続した（遺贈を受けた）財産の課税価格の合計額は基礎控除額を超えるが、小規模宅地の特例や配偶者の税額軽減など各種の税額控除を適用すれば税額がゼロになる場合。
申告も納付も必要	上記のどちらにも当てはまらない場合。

相続税の申告と納税は、「その相続があったことを知った日の翌日から10か月以内」に、亡くなった人の住所地を管轄する税務署長に対して行わなければなりません。たとえそれまでに遺産分割協議がまとまっていなくても、この期限は延長されません。そして、相続税を申告期限までに納付しなかった場合、本来の税金以外に加算税や延滞税が課されますので、注意が必要です。

なお、相続税には、「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の特例」など、相続税を安くすることができる特例があります。これらの特例を利用するためには、原則として相続税の申告期限までに遺産分割協議がまとまっている必要があります。また、遺産分割の方法によって、その家族が支払う相続税の総額がかなり違ってきます。

そのため、相続税がかかりそうな場合には、相続が発生してからなるべく早い段階で、税理士に相談することをお勧めいたします。

▶ 相続税の課税対象となる財産と計算方法

		課税対象となる財産の価額	具体例・備考
＋	①	相続または遺贈により取得した財産	現金、預貯金、土地、建物、株式、国債など
＋	②	みなし相続などにより取得した財産	生命保険金や死亡退職金など（非課税枠あり）
－	③	非課税財産	墓地、墓石、仏壇、仏具などの祭祀用財産
＋	④	相続時精算課税に係る贈与財産	相続時ではなく贈与時の価額で計算
－	⑤	債務および葬式費用	借金や未払金、葬式にかかった費用など
＋	⑥	相続開始前３年以内の贈与財産※	被相続人が死亡する前３年以内の贈与財産

※令和6年以降の贈与財産についてはこの期間が順次延長され、令和13年には7年以内の贈与財産が対象となります。

1. 相続人や受遺者ごとに上記①～⑥の金額を合計して、各人の課税価格を計算します。
2. 算出した各人の課税価格を全員分合算して、課税価格の合計額を計算します。
3. 課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いて、課税される遺産の総額を計算します。
 課税価格の合計額－【3,000万円＋（600万円 × 相続人の数）】＝課税遺産総額
 なお、計算結果がゼロ以下の場合には、相続税は課税されません（申告も不要です）。
4. 課税遺産総額を各人が法定相続分通りに取得したものとして、各人の取得金額を計算します。
 課税遺産総額 × 各法定相続人の法定相続分＝
 法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額（※）
5. 上記4の計算結果に右の表の税率を乗じて、相続税の総額の基となる税額を算出します。
 法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額 × 税率＝算出税額
6. 上記5の税額を合算して相続税の総額を計算します。
7. 相続税の総額を各相続人等が実際に取得した課税価格に応じて割り振って、各人の税額を計算します。
 相続税の総額 × 各人の課税価格 ÷ 課税価格の合計額＝各相続人等の税額
8. 各相続人等の税額から、各種の税額控除額を差し引いた残りの額が各人の納付税額になります。

相続税の税率表

※の額	税率	控除額
1,000 万円以下	10%	－
3,000 万円以下	15%	50 万円
5,000 万円以下	20%	200 万円
1 億円以下	30%	700 万円
2 億円以下	40%	1,700 万円
3 億円以下	45%	2,700 万円
6 億円以下	50%	4,200 万円
6 億円超	55%	7,200 万円

遺言の必要度チェック

遺言をすることは、遺産相続争いを防いだり、遺産相続の手続をスムーズにしたりする効果がありますが、遺言の形式に不備があると、遺言書は単なる紙切れとなり、遺言の内容が不適切だと、逆に相続争いを引き起こす火種になることもあります。そのため、よく考えてする必要があります。

なお、遺言は本人に判断能力があるうちは、何度でもやり直すことができます。遺言には様々な方式がありますが、実際に作成されることが多いのは「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」です。

遺言書を作成するメリット

1. 相続財産の分け方を指定できる	生前に遺言をしておくことにより、相続財産の分け方を指定することができます。また、法定相続人以外の人に財産を与えることや、特定の相続人のみに全財産を相続させることが可能ですが、遺留分に配慮した内容にする方が賢明です。
2. 相続手続きをスムーズに実施できる	遺言をしておけば、相続人全員で遺産分割協議をしなくても、遺産の相続手続きが可能です。そのため、相続人の人数が非常に多い場合や、相続人の中に認知症の人や未成年者、行方不明者が含まれている場合でも、成年後見人や特別代理人、不在者財産管理人の選任をすることなく、スムーズに遺産を相続させることができます。
3. 事業承継に活用できる	遺言を活用することにより、後継者に自社株や事業用資産を集中して相続させることができます。また、生前贈与とは異なり、いつでも撤回することができます。
4. 遺言執行者の指定ができる	遺言の内容を実現してくれる人を指定することができます。執行者は相続人のうちの一人でも、専門家でもOKです。
5. 認知と未成年後見人の指定ができる	遺言で婚外子を認知することができ、認知された子は相続人となることができます。また、相続人の中に未成年者がいて親権者がいなくなる場合には、遺言によって後見人を指定することができます。

遺言の必要性チェックリスト



- ☐ 相続人同士の仲が悪い
- ☐ 相続人の配偶者同士の仲が悪い
- ☐ 子のいない夫婦である
- ☐ 相続人の人数が多い
- ☐ 相続人の中に認知症の人がいる
- ☐ 相続人の中に行方不明者がいる
- ☐ 相続人が誰もいない
- ☐ 相続人以外の人に財産を譲りたい
- ☐ 多額の生前贈与を受けた相続人がいる
- ☐ 介護で苦労をかけている相続人がいる
- ☐ 離婚歴・再婚歴がある
- ☐ 内縁の配偶者がいる
- ☐ 実は隠し子がいる
- ☐ 遺産を相続させたくない相続人がいる
- ☐ 自営業者・オーナー経営者である
- ☐ 在日外国人である
- ☐ 自宅以外に分ける財産がない
- ☐ 自分の死後にペットの世話をする人がいない
- ☐ 葬儀代を遺産の中から出してほしい
- ☐ 遺産をどこかに寄付したい

※1つでもチェックが入った方は、遺言書の作成を検討してください!

遺言の種類と特徴について

遺言の種類と特徴

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	●公証人が、事前に遺言者と打ち合わせをして作成した遺言の内容を遺言者と証人2名に読み聞かせ、または閲覧させて確認し、遺言者と証人と公証人が遺言公正証書のデータに電子サインをし、さらに公証人が電子署名することによって作成します。	●遺言書の本文、日付、氏名を遺言者本人が自筆し、押印して作成する ●財産目録についてはパソコンで作成したり資料を添付したりすることが可能（→P19）
メリット	●遺言の形式面での有効性が保証される ●遺言のデータが公証役場に保存されることにより、遺言書の紛失や隠匿のおそれがない ●家庭裁判所での検認が不要のため、本人の死後すぐに遺産の承継手続ができる	●紙と筆記用具と印鑑があればいつでも作成でき、費用もあまりかからない ●証人の立会も不要なので一人で作成でき、存在や内容も秘密にできる ●気が変わったらすぐに作り直しができる
デメリット	●作成時の手続きがやや煩雑である ●遺産の価格に応じた費用がかかる ●2名以上の証人が必要 （遺言者の相続人や受遺者※になる立場の人やその配偶者・子、未成年者は不可） ●公証人や証人に遺言の内容を知られてしまう（ただし守秘義務あり）	●ある程度の文章や氏名を自筆できないと作成できない ●形式に不備があり無効になる場合や、内容が不明確で争いになる場合がある ●相続人が遺言書を発見できないリスクや、紛失、破棄、隠匿、偽造のリスクがある※ ●遺言者の死亡後に家庭裁判所で検認を受ける必要がある※

※「受遺者（じゅいしゃ）」とは、遺言によって遺産を譲り受ける人をいいます。

※2020年7月10日から法務局で自筆証書遺言を保管してもらえる制度が始まりました（→P20）
この制度を利用して保管された自筆証書遺言については、家庭裁判所での検認が不要となります。

※2025年10月1日から公正証書遺言の作成がデジタル化され、公証人が相当と認めた場合には、ウェブ会議を利用して公正証書遺言を作成することが可能になりました。

自筆証書遺言の方式の緩和について

従来、自筆証書遺言では本文や作成日、署名はもちろん財産目録も、すべて遺言者本人が手書きで作成する必要がありました。しかし、とくに財産の項目が多い場合にそのすべてを手書きすることは負担が大きいため、2019年1月13日以降に作成された自筆証書遺言については、本文を自筆した遺言書に、パソコンで作成した財産目録を印刷して添付したり、登記事項証明書や預貯金通帳のコピーを財産目録として添付したりすることが認められるようになりました。

ただし、その場合には財産目録の各頁に遺言者本人が署名押印をする必要があります（P19の記載例を参照）。



遺言書を作成する際の注意点

▶ 自筆証書遺言の作成例

遺言書

遺言者 静岡昭は、以下の通り遺言をする。

1.妻の静岡和子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に、別紙財産目録（1）の不動産を相続させる。※1

2.長男の静岡一平（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に、別紙財産目録（2）の株式を相続させる。※1

3.長女の浜松成子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に、別紙財産目録（3）の預貯金を相続させる。※1

4.上記以外の財産については、すべて静岡和子に相続させる。

5.この遺言の遺言執行者に、次の者を指定する。
静岡県静岡市曲金3丁目8番1号　共済太郎

付言事項
温かい家族に囲まれて幸せでした。これからも、皆で協力して仲良く暮らしていってください。※2

令和4年5月1日　※3
住所　静岡県静岡市〇〇一丁目〇番〇号
遺言者　静岡　昭　印　※4

財産目録

（1）不動産
①静岡県静岡市〇〇町〇〇番　宅地　123.45m²
②静岡県静岡市〇〇町〇〇番地　家屋番号〇〇番
居宅 木造瓦葺2階建 1階59.63m² 2階41.50m²
（2）株式
・株式会社令和商事　普通株式　1万株
（3）預貯金
①茶畑銀行静岡支店　普通預金　口座番号123456
②茶畑銀行静岡支店　定期預金　口座番号234567

静岡昭　印　※5

※1 相続人は続柄、氏名、生年月日で特定します。
（相続人以外の場合は住所氏名で特定します）

※2 付言事項には法的な効力はありませんが、遺言者の気持ちを書くことで相続争いを防ぐ効果があります。

※3 作成日付を特定します（「〇年〇月吉日は×」）

※4 署名、押印（実印が望ましい）は必須です。

※5 目録を自筆しない場合、各頁に署名押印をします。

※遺言書本体は全文を直筆で作成しますが、財産目録についてはパソコン等で作成することも可能です。

▶ 遺留分（いりゅうぶん）について

民法では、兄弟姉妹以外の相続人（配偶者・子・直系尊属）には、遺言の内容にかかわらず、遺産の一定割合が保証される制度があります。これを遺留分といいます。

遺留分の割合は、相続人が配偶者や子である場合は遺産全体の2分の1、父母や祖父母（直系尊属）のみが相続人の場合は遺産全体の3分の1です。この割合に、さらに各人の法定相続分を掛け合わせたものが、各相続人の遺留分となります。ただし、兄弟姉妹には遺留分はありません。

なお、遺留分を計算する際には、遺言者が死亡時に保有していた財産だけではなく、遺言者が生前に贈与した財産の一部も含まれることがあります。

遺留分を超える割合の財産を特定の相続人に相続させたり、相続人以外の人に遺贈したりする内容の遺言も有効ですが、遺留分を侵害された相続人は、遺留分を侵害した相続人や受遺者に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます。これを遺留分侵害額請求といいます。

そのため、遺言をする際には、各相続人の遺留分についても、十分に配慮する必要があります。

遺言書の保管と執行について

▶ 遺言書の保管方法について

遺言書は、作成した本人が生きているうちは、相続人に勝手に内容を見られたり捨てられたりするのを防ぐために、簡単には発見されない場所に隠しておく必要があります。かといって、あまりにも見つかりにくい場所に隠してしまうと、本人が死亡した後に誰にも発見されないで、そのまま埋もれてしまう危険性があります。矛盾していますが、どのように保管すればいいのでしょうか?



公正証書遺言の場合	自筆証書遺言の場合
公正証書遺言では、遺言のデータは公証役場で保存されます。そのため、相続人が遺言書の内容を改ざんしたり消去したりすることはできません。 また、遺言書の正本や謄本を紛失しても、公証役場で再発行してもらうことができます。 さらに、遺言者の死亡後に、相続人等の利害関係者は、全国の公証役場で遺言書の有無を調べてもらうことができます。	自宅内で適切な保管場所がない場合は、配偶者や子などの親族や信頼できる友人等に預ける方法があります。しかし、預かった人が遺言書を紛失してしまったり、わざと隠してしまったり、自分よりも先に亡くなってしまったりするリスクがあります。 また、遺言者の死亡後では当然再発行や作り直しはできませんし、公的な機関で遺言書の有無を調査する方法もありません。

法務局における自筆証書遺言の保管制度について

2020年7月10日から、全国にある遺言書保管所(法務局)で自筆証書遺言を保管してもらえる制度が始まりました。この制度を利用すれば、相続人等の利害関係者は、遺言者の死亡後に、全国の遺言書保管所で遺言書が保管されているかどうかを調べてもらうことや、保管されている場合は、その遺言書の写しを発行してもらうことができます。また、この制度を利用して保管されていた自筆証書遺言については、家庭裁判所の検認も不要となります。

この制度を利用するためには、事前に予約したうえで、遺言者本人が自ら遺言書保管所に出頭して、一定の手数料を支払って遺言書の保管を申請する必要があります。

▶ 遺言の執行について

遺言者が死亡した後で、遺言書の内容を実現させる行為のことを「遺言執行 (いごんしっこう)」といいます。具体的には、遺言書の内容に沿って不動産や株式の名義変更をしたり、動産を引き渡したり、預貯金を解約して相続人や受遺者に分配したりすることをいいます。また、この遺言執行を相続人や受遺者の代わりに行う人のことを「遺言執行者」といいます。

遺言執行者は、遺言者が遺言書の中で予め指定しておくことができます。また、遺言書で指定されていない場合や、指定されていた遺言執行者がすでに死亡していたり就任を辞退したりした場合には、家庭裁判所に申し立てて適任者を選任してもらうことができます。

遺言執行者は必ず選任しなければならないわけではありませんが、遺言の内容に従わなさそうな相続人がいる場合や、相続人以外の人に財産を遺贈する場合、あるいは遺産の総額や種類が多い場合など、遺言執行が難航することが予想される場合には、司法書士や弁護士などの専門家を予め遺言執行者として指定しておいたり、家庭裁判所で選任してもらったりすることをおすすめします。

生前贈与について

生前贈与とは、生きているうちに自分の財産を無償で誰かに分け与える行為のことで、あげる側の人を「贈与者」、もらう側の人を「受贈者」といいます。財産の承継手段としては最も確実で、相続税対策としてもよく利用されますが、贈与税や特別受益の問題が生じることもあります。

生前贈与の注意点

生前贈与で大きな問題となるのは贈与税です。贈与税は暦年課税で、1 年間の基礎控除額が 110 万円です。つまり、年間で110万円以下の贈与については課税されず、申告も不要です。贈与する人の財産を徐々に減らすことができるため、一番シンプルな相続税対策だといえます。贈与税の税率表は下記のとおりです。

贈与税の税率表

基礎控除後の課税価格 ※	一般贈与		特例贈与※	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	−	10%	−
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	15%	10万円
600万円以下	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	45%	265万円
4,500万円以下	55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超	55%	400万円	55%	640万円

※110万円の基礎控除額を引いた残りの贈与額について課税されます。
※特例贈与は、18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合です。(注)



(注)その贈与の年の1月1日において18歳以上の者

他にも、直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の非課税制度や、婚姻期間20年以上の夫婦間での居住用不動産(取得資金)の贈与に関する最高2000万円までの配偶者控除を利用する方法があります。

また、60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫(いずれも贈与をする年の1月1日現在の年齢)に対して財産を贈与する場合、通算で2500万円の特別控除額までは贈与時には贈与税が課税されず、贈与者が亡くなった時に相続財産と合わせて税額を計算する相続時精算課税制度が利用できます。

また、父母や祖父母から18歳以上50歳未満の子や孫に対して結婚・子育て資金を一括して贈与する場合には、子や孫ごとに最大1000万円まで(結婚関係は300万円まで)は贈与税を払わなくてもいいという制度(2025年3月31日まで)を利用する方法もあります。

実際の生前贈与のやり方はケースバイケースで、贈与物や贈与者と受贈者の関係、贈与税の額、更には贈与時期などを相対的に考えた上で手続きを踏んでいくことになります。

※2025年3月31日をもって、教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置(父母や祖父母から30歳未満の子や孫に対して教育資金を一括して贈与する場合には、子や孫ごとに最大1500万円までは贈与税を払わなくてもいいという制度)は廃止となりました。

家族信託（民事信託）について

信託とは、財産の所有者（委託者）が信頼できる人（受託者）に管理を委託する財産（信託財産）を預けると共に、その財産を管理・運用・処分することによって得られる収益（受益権）を特定の人（受益者）に与える仕組みのことをいいます。

家族信託（民事信託）の特徴

信託は、委託者と受託者との間で信託契約を結んで、委託者の生前から財産管理や相続対策を開始する方法や、遺言の中で信託を設定しておいて、委託者（遺言者）の死亡によって信託を始める方法、委託者が受託者を兼ねる信託として、信託宣言を公正証書等で行う方法があります。

信託では、信託財産の形式的な所有権（例えば不動産の名義）は委託者から受託者に移りますが、信託財産から得られる価値や利益（例えば地代や家賃収入、売買代金）は受益者のものになります。受託者には信託財産を管理したり処分したりする権限が与えられますが、法律上の規制や契約上の制約を受けます。信託財産は不動産、現金、預貯金、非上場株式などが対象となります。

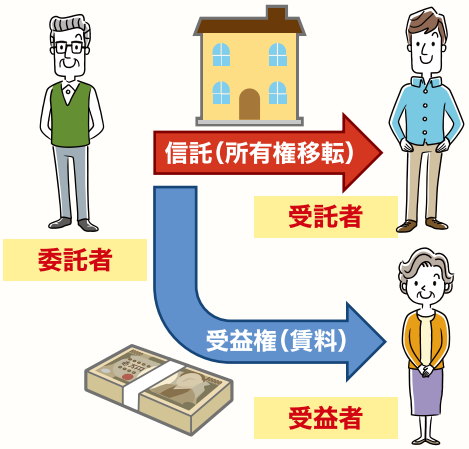
信託は、かつては信託銀行や信託会社が業として受託者となり、プロとして信託財産を管理運用する「商事信託」しか選べませんでしたが、現在では、業として行わない限り、家族や家族が設立した一般社団法人などが受託者となって行うことも可能となっています。このような信託は「家族信託」や「民事信託」と呼ばれ、認知症対策や相続対策への活用が期待されています。

家族信託（民事信託）の活用例

例えば、父が委託者、長男が受託者となり、父が所有する賃貸物件を信託財産として信託契約をします。

父が元気なうちは父が受益者として家賃収入を受け取りますが、父が死亡した後は母を受益者とし、父母双方が死亡した後は信託を終了させて、以降の家賃収入は長男が取得するようにします。

このようにすることで、たとえ父母が認知症になった場合でも、賃貸物件の管理や修繕は長男が行うため経営に支障はなく、父母の老後の収入も確保できます。また、父母双方が死亡した場合でも賃貸物件の名義はすでに長男名義になっているため、遺産の承継もスムーズにすることができます。



また、上記のケースで、長男がこの賃貸物件を相続することについて、長女や二男など他の相続人が反発することが予想される場合には、父母が死亡した後の受益者を長男、長女、二男にして、三人で家賃収入を分け合う方法もあります（賃貸物件自体を共有する場合に比べて、物件の管理や権利関係をシンプルにできます）。

さらに、認知症や精神障害、あるいは浪費癖のある相続人に遺産を一括して相続させることに不安がある場合には、その相続人には不動産や預貯金自体を相続させるのではなく、毎月一定の金額を受けとる権利を受益権として相続させて、遺産自体は財産管理能力のある相続人を受託者として相続させることもできます。

このように、家族信託は認知症対策と相続対策を両立させる効果がありますが、制度設計が複雑になり易いことや、歴史の浅い制度なので法律上や税務上の取り扱いが不透明な部分もあります。そのため、家族信託を利用する場合は、司法書士や税理士など複数の専門家に相談することをお勧めします。

成年後見制度について

成年後見制度とは

認知症や知的障害などが原因で判断能力が不十分な人は、自分では不動産や預貯金などの財産を管理したり、事業者と介護などの契約をしたり、遺産分割の協議をしたりすることができない場合があります。また、契約の内容が判断できずに、悪質商法の被害に遭うおそれもあります。

そのため、本人が単独で有効な契約などを行う能力（行為能力）に一定の制限を加えると共に、その人を法的に支援する人を家庭裁判所などで選任する制度が成年後見制度です。

成年後見制度を利用するかどうかは任意ですが、相続人の中に認知症の人が含まれている場合、そのままでは遺産分割協議ができませんし、金融機関の窓口業務で本人確認や意思確認が厳格化されたこともあって、近年では利用者が増えています。

任意後見制度とは

成年後見人の選任は家庭裁判所によって行われますが、必ずしも自らが希望した人が後見人に選任されるとは限りません。そのため、将来、自らの判断能力が低下した際の後見人を、まだ判断能力があるうちに、事前にその人と契約して決めておくのが任意後見制度です。任意後見の契約は公正証書によって行われますが、現実に本人の判断能力が低下した際には、医師の診断書などを添付して家庭裁判所に申し立てて、その任意後見人の監視役として任意後見監督人を選任してもらうことで、後見を開始させます。

なお、本人の判断能力が低下する前から財産管理を依頼する場合、別途「財産管理契約」を結びます。

成年後見・任意後見制度の類型

	種類	対象者	内　容
法定後見	成年後見	精神上の障害により、判断能力が常に全くない人が対象となります。	財産に関するほぼすべての法律行為を成年後見人が代理して行います。
	保佐	精神上の障害により、判断能力が著しく不十分な人が対象となります。	一定の重要な財産上の行為については、保佐人の同意を得ることが必要になります。
	補助	精神上の障害により、判断能力が不十分な人が対象となります。	申立時に定めた特定の財産上の行為については、補助人の同意が必要となります。
任意後見		本人がまだ判断能力があるうちに候補者と契約をしておき、判断能力が低下した後で後見を開始します。	契約は公正証書によって行なわれ、その中で代理権の範囲などをあらかじめ決めておきます。

正常の状況 → **認知症を発症** → **ご臨終** →

財産管理契約

任意後見の開始

遺言書に基づいて相続手続の開始
死後事務委任

死後事務委任契約について

身寄りのない方が亡くなると、自らの葬儀や埋葬、遺産や遺品の整理、病院や介護施設への未払金の精算、自宅の明渡しや処分などの「死後事務」を、誰に行ってもらうのかが問題となります。また、身寄りがある方でも、親族が遠方に住んでいたり疎遠であったりする場合や、親族の世話にはなりたくないような場合には、同様の問題が起こります。

本人に成年後見人がついていた場合、成年後見人には一定の条件を満たせば死後事務をする権限が認められていますが、これには制約があり、葬儀を執り行うことなどは認められません。

したがって、これらの死後事務を相続人以外の人に任せるには、あらかじめ「死後事務委任契約」を、その人との間で結んでおく必要があります。

死後事務委任契約でできること（例）

①医療費の支払いに関する事務

②家賃・地代・管理費等の支払いと敷金・保証金等の精算に関する事務

③介護施設等の施設利用料の支払いと入居一時金等の精算に関する事務

④通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務

⑤永代供養に関する事務

⑥相続財産管理人の選任申立手続に関する事務

⑦遺品の整理と賃貸物件の明渡しに関する事務

⑧行政官庁等への諸届け事務





メモ

JA共済

詳しくはお近くのJA（または担当者）にお問い合わせください。

お問い合わせは

26229990165